

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人魚沼更生福祉会 行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：男女共に、年次有給休暇取得日数が10日以下の職員は、前年度より1日以上多く取得する。

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 各事業所所属職員の年次有給休暇取得率の現状分析を行う。
- 令和4年10月～ 取得率の低い職員に対して所属長がヒヤリングを行い、取得の計画を確認する。
- 令和5年 4月～ 前年度取得実績の調査を行い、目標が達成されていない場合は原因を調査し改善に努める。
- 令和6年 4月～ 前年度からの取組を継続する。

目標2：女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の育児休業制度の活用が進むよう努める。

<取組内容>

- 令和4年 4月～ 育児休業・出生時育児休業に関する相談窓口の設置について職員へ周知する。
- 令和4年 7月～ 制度についてよりわかりやすく説明できるように、相談窓口担当者の研修を実施する。
- 令和5年 4月～ 育児休業取得率の調査を行い、育児休業制度を活用できなかった場合はその原因を調べ制度の活用を努める。
- 令和6年 4月～ 課題を改善しながら制度の活用を推進する。